

看護師の皆さんが安心して派遣で働くために

# 『社会保険適用拡大について』

2024年 9月 20日

日本派遣看護師協会

# 目次

- 1 社会保険とは？
- 2 2024年10月以降の社会保険適用拡大について
- 3 パート・アルバイトの方はどう変わる？
- 4 配偶者の扶養内でお勤めの方はどう変わる？
- 5 タイプ別の年金受給額と年金保険料額の目安（アルバイト）
- 6 タイプ別の年金受給額と年金保険料額の目安（配偶者の扶養内）

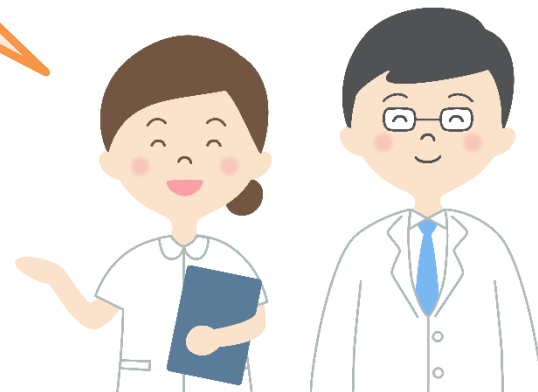
# 1. 社会保険とは？

社会保険とは、病気や怪我、出産、高齢化、介護、失業、労働災害などのリスクに備え、被保険者や被扶養者の生活を保障するための公的な保険制度です。**健康保険、厚生年金保険、介護保険、雇用保険、労災保険**の5つの保険の総称を「**広義の社会保険**」といい、厚生年金保険、健康保険、介護保険の3つを「**狭義の社会保険**」と呼ぶこともあります。狭義の社会保険に対し、雇用保険と労災保険は「**労働保険**」と呼ばれます。以下に図解で詳しく見ていきます。

社会保険は、国や自治体によって運営され、相互扶助の理念に基づき、被保険者全員が保険料を負担することでさまざまなリスクに備えます。

## 社会保険の種類

広義の社会保険	狭義の社会保険	健康保険
		厚生年金保険
		介護保険
		厚生年金保険
		介護保険



## 2. 2024年10月以降の社会保険適用拡大について

### 社会保険適用拡大の対象者

Step  
1

以下の勤め先で

2016年10月～

従業員数  
**501人以上**  
の勤め先

2022年10月～

従業員数  
**101人以上**  
の勤め先

2024年10月～

従業員数  
**51人以上**  
の勤め先

Step  
2

以下の全てにチェックが  
入った方が対象です。

check



週の所定労働時間が  
**20時間以上**

check



所定内賃金が  
**月額8.8万円以上**

※基本給及び諸手当を指します。  
ただし、残業代・賞与等は含みません。

check



**2ヶ月を超える**  
雇用の見込みがある

check



**学生ではない**

これまでも段階的に社会保険適用拡大が為されてきましたが、左図のとおり、**2024年10月から従業員数が51人以上の勤め先**（Step1）で働いている皆さまで、**所定の4つの条件（Step2）を全て満たした人**が対象となります。

年金・医療保険などの点でのメリットが受けられることなどが厚生労働省や日本年金機構で公表されています。

ご自身の勤務先が大企業であれば今回の改正による影響はほぼないと思われませんが、従業員数が51人～100人規模の会社にお勤めの方（派遣社員の場合は派遣元会社）で該当される方は、勤務先にご確認ください。

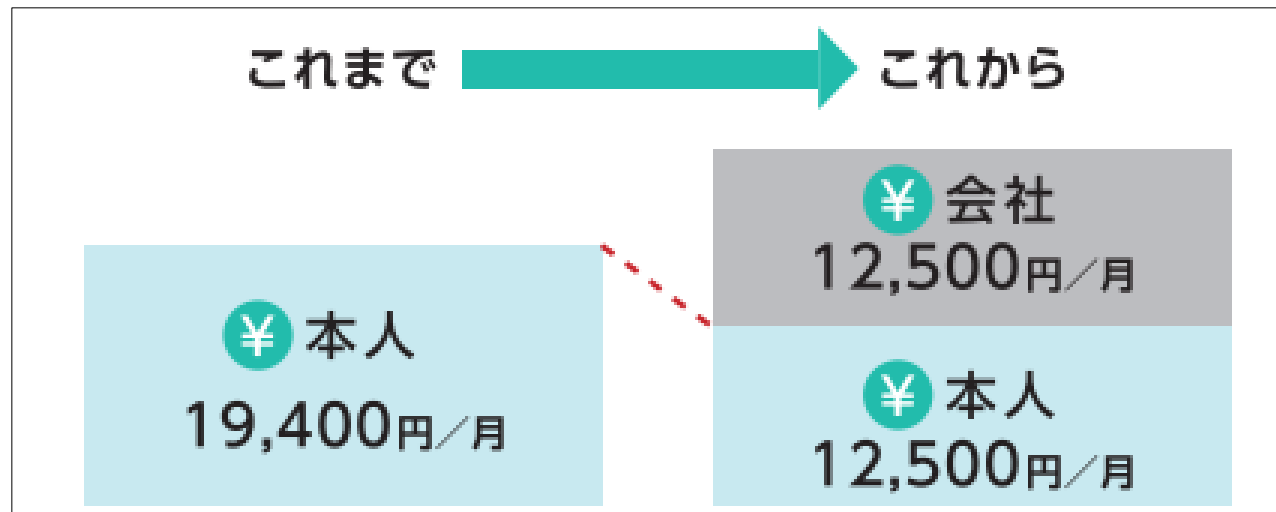
### 3. パート・アルバイトの方はどう変わる？

#### パート・アルバイトの方

##### 保険料は口座振替（又は振込用紙）から給与天引きに

これまで口座振替などで支払っていた国民年金・国民健康保険料が、厚生年金保険料・健康保険料に変わり、給料からの天引きになります。保険料の半分は会社が負担します。

※以下の図は、月収88,000円の例



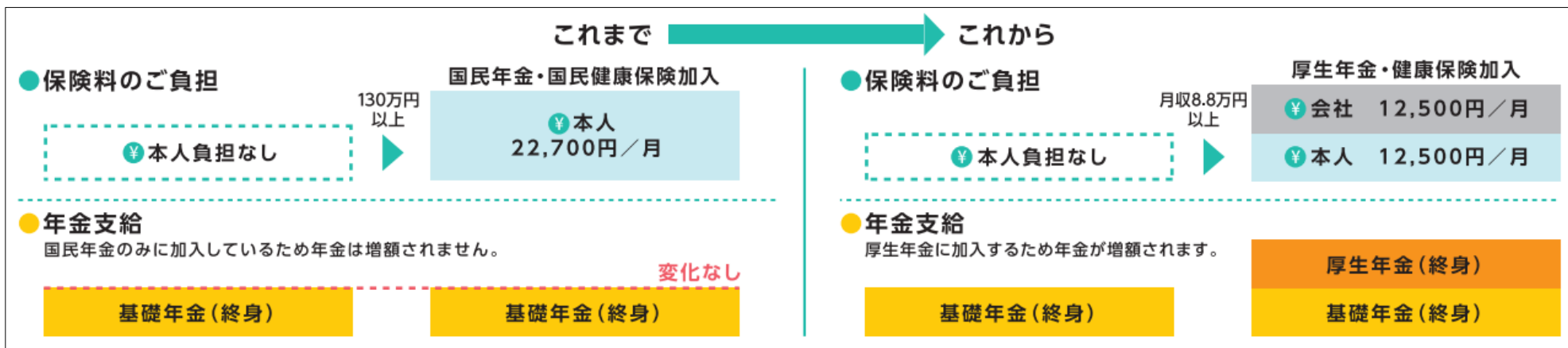
## 4. 配偶者の扶養内でお勤めの方はどう変わる？

### 配偶者の扶養内でお勤めの方

#### 扶養基準（130万円）を意識せずに働ける

これまで、被扶養配偶者の年収が130万円を超えると保険料負担が発生するものの、保障内容に変化はありませんでした。これからは、所定内賃金が月額8.8万円以上等の各種条件を満たした場合に社会保険料が新たに発生するものの、その分保障も充実します。

※金額は一例です。

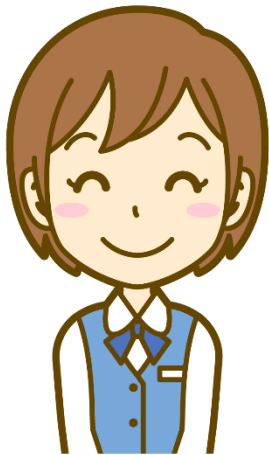


※p.3の4つの条件を満たしていない方はこれまでどおり扶養の範囲内で働くことができます。

## 5. タイプ別の年金受給額と年金保険料額の目安（アルバイト）

### 医療事務アルバイトAさん（28歳）の場合

国民年金に加入しています。  
私の年金は、今回の改正によってどう変わるのでしょうか？



【改正前】		【改正後】	
年間給与	200万円	年間給与	200万円
年金保険料	16,520円(月額)	年金保険料	15,600円(月額) 187,200円(年額)
		増加する年金額	12,900円(月額) 154,800円(年額)

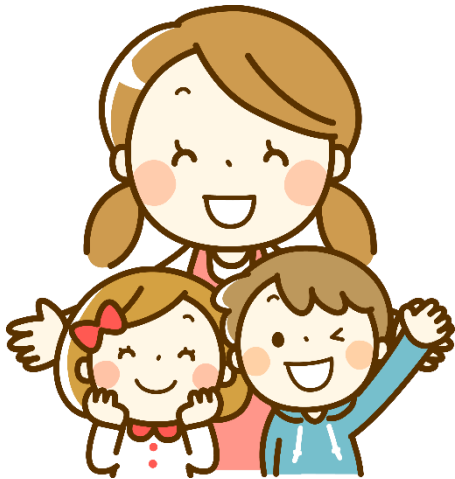
※今後、15年間加入する場合

Aさんは、年収が200万円で国民年金保険料が月額16,520円です。  
今後は、厚生年金に加入し、保険料は月額15,600円で、15年間加入すると年金額が月額12,900円増額されます。

## 6. タイプ別の年金受給額と年金保険料額の目安（配偶者の扶養内）

### 保育士Bさん（35歳）の場合（配偶者の扶養内）

配偶者の扶養に入るため、年収130万円を超えないように働いています。  
私の年金は、今回の改正によってどう変わるのでしょうか？



【改正前】		【改正後】	
年間給与	120万円	年間給与	120万円
年金保険料	負担なし	年金保険料	9,000円(月額) 108,000円(年額)
		増加する年金額	4,900円(月額) 58,800円(年額)

※今後、10年間加入する場合

Bさんは、年収が120万円で配偶者の扶養内なので年金保険料の負担はありません。  
今後は、厚生年金に加入し、保険料は月額9,000円で、10年間加入すると年金額が月額4,900円増額されます。